

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊佐市は、熊本県・宮崎県に隣接する鹿児島県の陸の玄関口であり、南九州の中心に位置している。九州の玄関口の福岡へもアクセスが容易であり、成長著しいアジア諸国へのゲートウェイに通じる強みを活かし、九州・アジア諸国の経済成長の好機と活力を取り込みやすい位置となっている。

本市が誇る肥沃な大地と豊富な地下水をはじめとする地域資源を活かして、古くから農畜産業や焼酎製造業などが発展しており、農商工連携による食品加工や、電子デバイス製造業などの立地環境にも適している。また、国内で唯一操業している菱刈鉱山もあり、農業から鉱業まで多様な業種へと地元人材を供給しており、さらに、南九州の中心であるため、周辺からの労働力も確保しやすい環境となっている。

しかしながら、合併当初3万人を超えていた人口も、10年経過した現在、2万6千人強と人口減少・少子高齢化が進展しており、域内の中小企業者数も減少傾向にある。さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。このまま現状を放置すると、長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして、市内事業者に対して、企業立地促進事業補助金等の支援策を講じてきたが、引き続き、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとして経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

伊佐市の産業は、卸売・小売業、製造業、農畜産業、サービス業など多岐にわ

たり、多様な業種が伊佐市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

伊佐市の産業は、市街地周辺から山間部まで広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は伊佐市全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

業種 伊佐市の産業は、卸売・小売業、製造業、農畜産業、サービス業など多岐にわたり多様な業種が伊佐市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

事業 生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携など多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取り組みを、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・太陽光発電設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。